

地域指定年度	昭和 48 年度
整備計画策定年度	昭和 48 年度
計画見直し年度	平成 19 年度
	令和 6 年度
	令和 8 年度

安芸太田農業振興地域整備計画書

令和 8 年 9 月

広島県 山県郡 安芸太田町

目次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
2	農用地利用計画	5
第2	農業生産基盤の整備開発計画	6
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2	農業生産基盤整備開発計画	6
3	森林の整備その他林業の振興との関連	6
4	他事業との関連	6
第3	農用地等の保全計画	7
1	農用地等の保全の方向	7
2	農用地等保全整備計画	7
3	農用地等の保全のための活動	7
4	森林の整備その他林業の振興との関連	7
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	8
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	9
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
第5	農業近代化施設の整備計画	10
1	農業近代化施設の整備の方向	10
2	農業近代化施設整備計画	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	11
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	11
2	農業就農者育成・確保施設整備計画	11
3	農業を担うべき者のための支援の活動	11
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	12
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	12
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	12
3	農業従事者就業促進施設	12
4	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第8	生活環境施設の整備計画	13
1	生活環境施設の整備の目標	13
2	生活環境施設整備計画	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	13
第9	付図	14
	別添	14

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本町は、平成 16 年 10 月 1 日に加計町・筒賀村・戸河内町の 3 町村が合併して誕生した。広島県の北西部、広島市から車で約 1 時間、島根県浜田市からも約 1 時間という山陰地方と山陽地方の中間に位置している。町域は 342.25 km²で、南北 24km、東西 26km の広がりを持ち、広島市・廿日市市・北広島町・島根県益田市に接している。

本農業振興地域は、町域 34,225ha のうち、国有林 2,111ha、一部の民有林 6,063ha、西中国山地国定公園 5,915ha を除いた 20,136ha であり、水稻を基幹に野菜や果樹などの複合農業が営まれている。

本町は、県内最高峰の恐羅漢山（標高 1,346m）や三段峡に代表される西中国山地国定公園など豊かな自然環境に恵まれ、森林が町域の約 88%を占めている。そのため、耕地及び集落は標高 150～800m の、太田川本・支流のわずかに開けた土地に散在している。耕地面積は 608ha で町域の約 2%を占めるにすぎず、農家一戸当たりの経営耕地面積も 36 a にとどまっている。

気候面においては、年間平均気温は 13℃（加計）と瀬戸内沿岸部よりも内陸性の冷涼な気候である。年間降水量は 1,900mm で、冬期積雪の影響により、沿岸部よりも多い。

本町の産業における農業の位置づけについてみると、産業資本の集積の進行と並行して、観光業、サービス業等、第三次産業のウエイトが高まり、農業は高齢化の進行、有害鳥獣被害の拡大等により、就業人口、生産額ともに、そのウエイトは年々低下している。この結果、耕作放棄地は増加し、若い農業後継者の参入は極めて少ない。

しかし、水稻作依存度は依然として高く、道路交通網の整備により近隣市町村への恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、農業機械の更新や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まってきている。

このような条件から、今後の土地利用計画は、長期展望にたって総合的に検討する必要がある。当面は現況農用地の保全を主眼として可能な限り土地基盤整備を促進し、農用地として高度利用を図る。

また、現時点において農用地以外の用途として利用することが具体的に決まっている土地、ならびに道路住宅用地等生活基盤整備のため転用することが適当と見込まれる土地を除き、現況農用地を農用地として保全し、土地の有効利用と生産性の高い農用地を確保する方針である。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある現況農用地 779.70ha のうち、おおむね次の a ～ c に掲げる農用地以外の農用地 510.32ha について、農用地区域を設定する方針である。

510.32

(農用地区域外とする地区)

- a. 連接集合する存在する住宅、商店、工場等の施設敷地の外縁を結んだ線内に介在する農用地
該当地区名：戸河内（C）

大字戸河内字市尻、市東、市西、堂河内、本郷、中坪、乙井手、盆手、

大字土居字土居

加計（A）

大字穴字澄合、来見、黒峠、島木、程原、

大字坪野字宇佐、大土地、久ケ市平、二谷合

大字津浪字小林、中埜、十二廻、天王、越埜、高畑、丸山

大字加計字辻ノ河原、瀧ノ本、神田、迫谷、二階ノ前、見入ケ崎、大利前、滝之本、宗友、観音、堂ノ沖、上調子、山崎、上原、鮎ケ平、大利、八幡、猿彦、大池坊、安河内、引明、善左衛、火ノ谷、西火ノ谷、佛瀧、大谷平、穴ケ迫平、迫谷平、本谷、三本松、段原、上野山

大字下筒賀字下小山、明ケ迫、柳、御堂野、狐城、久保平、

大字下殿河内西大山、南山、西山、東山、馬頭

- b. 自然的条件からみて、今後農用地として利用見込みのない山林、原野周辺に介在、隣接する農用地

該当地区名：戸河内（C）

大字戸河内字奥段、段、

大字吉和郷字両大古屋、

大字打梨、大字那須、

大字梶ノ木字洗川、大畠、

大字板ケ谷字沖田、

大字寺領字岩田、叶木、段原、大向、源六、

大字猪山字鬼後、畑、葛根迫

加計（A）

大字加計字城根、谷屋敷、水谷、寺尾、本谷、湯之森

大字下筒賀字西小山、東小山、西辺森、東辺森、

大字観音字勝草、安中、東平、立岩

- c. 今後 0.1ha 以上の団地規模を有して、企業誘致、商店、住宅、レジャー施設等の建設に供されると見込まれる農用地

該当地区名：戸河内（C）

大字川手字室屋原、

大字上殿字端詰、中須賀、沖田、欒、

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する方針である。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する方針である。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況森林原野等のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、また隣接するものであって、地域農業の近代化農業経営規模の拡大のための必要とする用地等当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する方針である。

(2) 農業上の土地利用の方針

ア 農用地等利用の方針

農用地区域に設定する現況農用地のうち水田が多く占めており、稲作が本地域の基幹をなしている。畑の多くは自家菜園として利用されているが、最近高冷地野菜等を中心とした商品作物の栽培が進んでいる。また、本町は地形上不便な田畑が多く、有害鳥獣の被害も甚大であるために耕作放棄されているものがあるが、これらについては、中山間地域等直接支払制度等を活用して地域での維持管理を進める。

今後、本地域の農業経営改善目標を達成するには、農業の集約化を進める一方で、比較的小規模な経営体や兼業農家でも高収益が得られるようにする必要がある。そのためには、消費地に近いといった地の利を活かしながら健康指向の高まり等、消費者ニーズに対応した作物生産を進め、安芸太田町の特徴を活かした新作物や特産品づくりを通じ、特色のある農業を展開していく必要がある。新規作物の導入その他生産方式の改善による農業経営の改善及び安定に関する措置として、広島菜、花き、祇園坊柿などを推進作物として生産力を高め、特に需要の大幅な伸びが期待される広島菜、祇園坊柿を重点作物として必要な措置を講じる。それには、周辺の農地の集積・団地化を図り、生産技術の向上を行い、農業経営の安定を図る。

また、高齢化及び担い手不足の中で、将来的には生産の維持が困難になることが予測されるため、今後は集落営農を推進し、農業の経営を法人化させ、農地の有効利用及び農業所得の向上を図る必要がある。このため、ほ場整備事業等を実施し、生産基盤の確立、農業生産の担い手の育成、集落生活環境の整備等を推進して、農業構造の改善を図る。

今後の見通しとして、具体的な開発計画がみられないため、将来（おおむね 10 年後）にわたり農用地等の増減を見込まない（下表参照）。

区分 地区名	農 地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
加計 (A)	249.78	249.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.30	0.30	0.00	250.08	250.08	0.00
筒賀 (B)	97.34 97.33	97.34 97.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	97.34 97.33	97.34 97.33	0.00
戸河内 (C)	101.00	101.00	0.00	44.70	44.70	0.00	17.20	17.20	0.00	0.00	0.00	0.00	162.90	162.90	0.00
合計	448.13 448.12	448.13 448.12	0.00	44.70	44.70	0.00	17.20	17.20	0.00	0.30	0.30	0.00	610.33 610.32	610.33 610.32	0.00

イ 用途区分の構想

(ア) 加計地区

当地区のほ場整備率は約 18.4%である。この地区では、大型機械の導入により、合理的な規模拡大を図り、米を中心に出荷野菜及び園芸作物の産地化を促進する。その他の地区は平坦部の田は、今後も田として基幹の米の生産に利用し、傾斜地及び水利条件の悪い畑は、野菜生産及び果樹園として利用し、団地化を図る。

また、山間棚田で山林原野に接する生産性の低い農地については、山林への転換を推進し、加計地区の市街地付近は、今後宅地化が進行すると考えられる。

(イ) 筒賀地区

当地区は農用地のほとんどが山間棚田にあり、ほ場整備は未実施の地区である。この様な条件下でも平坦部の田は、今後も田として基幹の米及び園芸作物の生産に利用し、傾斜地及び水利条件の悪い畑は、野菜生産及び果樹園として利用し、団地化を図る。

また、山間棚田で山林原野に接する生産性の低い農地については、山林への転換を推進する。今後は農道、用排水路を整備し、利用の便と機械化を進め、田としての高度利用を図る。

(ウ) 戸河内地区

当地区のは場整備率は約 37.7%である。この地区では、大型機械の導入により合理的な規模拡大を図り、米を中心に出荷野菜の産地化を促進する。小板地区は、開畑した飼料畑と田から転換した飼料畑を中心に、畜産による専業経営を行っている。その他の地区では、平坦部の田は、今後も田として基幹の米の生産に利用し、傾斜地及び水利条件の悪い畑は、野菜生産及び果樹園として利用し、団地化を図る。

また、山間棚田で山林原野に接する生産性の低い農地については山林への転換を推進し、中国縦貫自動車道戸河内 I C のある上殿地区では今後工場用地及び宅地化が進行すると考えられる。

ウ 特別な用途区分の構想
該当なし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町は総面積のうち88%を山林が占め、地形も急峻であり、狭隘な土地条件のもとで農業が行われており可耕地が限定されている。このため、ほ場整備等の基盤整備は他市町に比較して大幅に遅れ、農家の経営規模は総じて零細で1戸当たりの経営耕地面積も約36aと狭小である。

農家の高齢化や担い手不足により遊休農地の増加が急増し、優良農用地の確保とともに、計画的な農業経営とそれを支援する体制づくりが課題となっている。また、本町には、棚田などの豊かな自然が存在する一方で、猪、野猿等の有害鳥獣による被害も多数発生している。この被害は、生産性の問題だけでなく、生産者の意欲を減退させ地域活力の低下につながっている。このようなことから将来的に集落機能の維持が困難となることが予測されるため、早急に対策を講ずる必要がある。

こうした状況の中、効率的で生産性の高い農業をめざし集落機能を維持していく上で、区画整理・用排水路・農道などの基盤整備や農業施設の近代化とともに、本町においても農業就業者の意識革新を図りながら、中核農家を育成し、農地の集約化、規模拡大を推進することにより、集落法人（集落農場型農業生産法人）化を進めていくことは、安定した農業経営を実現するための農業振興策の重要な柱になると考えられる。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
用排水路整備	上殿上水路 L=3,000m	C戸河内地区 箕角・中央・長田	22.9 ha	A-1	令和4年～6年

付図1号 農業生産基盤整備開発計画図

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農道の整備については、森林資源を開発し、近代林業を推進する基盤である林道及び作業道と相互に有機的関連を図って効率的に整備する。

4 他事業との関連

農道は、農業生産性の向上ばかりでなく、生活道路として地域コミュニティ活動推進等への役割も大きく、農村生活環境整備との関連もあり「安芸太田町過疎地域持続的発展計画」を基本に総合的にかつ体系的に整備し、農村生活環境の整備を図る。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本町の耕作放棄地は年々増加傾向にあり、この要因として農業従事者の高齢化、担い手の不足、有害鳥獣による被害等が挙げられる中で、個別での農用地の保全が困難となってきている。

今後は、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、集落及び認定農業者等が中心となって農用地の保全を図り、法人化の促進及び担い手の育成を目指す。

2 農用地等保全整備計画

該当なし。

3 農用地等の保全のための活動

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を活用して、鳥獣害防止柵の設置、周辺林地の下刈り、道水路の管理などを実施し、持続的な農業生産活動を通じた耕作放棄地の発生防止や多面的機能の維持を図る。

また、農業委員会が実施する農地パトロールにより掘り起こした遊休農地等の有効利用策として有機栽培・低農薬栽培等の安全・安心な農作物の推進、オーナー制度等の展開、農業体験・交流機会の増大により農地の保全を図る。

このほか、耕畜連携による家畜排泄物の利用促進を図るなど、循環型農業を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

造林事業による里山整備と、中山間地域等直接支払制度を活用した集落の周辺林地の整備を実施し、相互に有機的関連を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本地域の農業経営の目標は、連担化した農地を集積し、担い手と兼業農家及び大規模稲作農家と集落営農が共存・連携し、農用地の有効利用を行う。また、適地適作による作付けを推奨し、加工機能の充実を図り、水稻はブランド米として付加価値を付ける取り組みを行い、農業所得の向上を図る。その他の振興作物については、新たに広島菜に取り組み水稻からの転換をはかり、産地化を図る。

農業経営において、他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間以内）及び年間農業所得（400万円）の水準を確保できる効率的かつ安定的な経営体（下表）を育成する。

	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化 目標面積
個人 経営体	水稻＋露地野菜	2.0ha	水稻 1.0 ha 各種野菜 1.0 ha	-	-
	水稻＋果樹 (祇園坊柿)	1.5ha	水稻 1.0 ha 祇園坊柿 0.5 ha	-	-
	水稻＋樹苗 (桧)	2.0ha	水稻 1.0 ha 桧苗 1.0 ha	-	-
	野菜専作 (トマト)	0.3ha	トマト 0.3 ha	-	-
	野菜専作 (ほうれんそう等葉物野菜)	0.5ha	ほうれんそう、 こまつな、みずな等 0.5 ha	-	-
	花き専作 (花壇、野菜苗)	0.3ha	花壇、野菜苗 0.3 ha	-	-
	酪農専業	2.0ha 57頭	経産牛 35頭 育成牛 20頭 子牛 2頭 飼料畑 2.0 ha	-	-
	肉用牛専業 (肉用牛繁殖・肥育)	10.0ha 118頭	繁殖成牛 40頭 育成牛 8頭 肥育牛 70頭 飼料畑 10.0 ha	-	-
	養豚専業	769頭	種雌豚 50頭 種雄豚 4頭 種豚候補豚 15頭 肥育豚 700頭	-	-
団体 経営体	水稻＋露地野菜	13.0ha	水稻 10.0 ha 各種野菜 3.0 ha	-	-
	野菜専作 (露地野菜)	5.0ha	各種野菜 5.0 ha	-	-

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 農用地等の流動化

地域農業の振興においては、より効果的な農業生産のための構造改善を図る必要があり、農地流動化施策の集中的な取り組みによって、土地利用型の農業経営など多様な担い手への農地の利用集積による経営規模拡大を進める必要がある。

集落段階においては、専業農家と兼業農家、離農者など土地持ち非農家を含めた話し合いによる合意形成に基づく農地の利用調整によって、認定農業者など、地域の担い手である中核的農家への農地集積を推進する。

また、農地保有合理化事業を活用した農地流動化についても、積極的に推進を図る。

イ 農作業の受委託、共同化

農家の高齢化や兼業化の進行により減少を続ける中核的農家へ対応し、小規模経営農家の所得を確保すること、また、農業機械及び施設の有効利用と過剰投資の抑制による経営の合理化・安定化を図ることを目的として、中核的農家を中心とした農業機械銀行や集落営農組織による農作業の受委託及び機械・施設の共同化を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

地域の農地を効率的に活用する必要があり、認定農業者などの中核的農家を中心に集落営農組織の活動を促進し、農用地利用改善団体などを通じて地域における話し合いなどの活動を実施するとともに、遊休農地の積極的な掘り起こしを行い、中核的農家への農地の集積を進め、地域農業の生産性を高めるように努める。特に、活動的な地域農業集団や法人化に取り組む意欲のある地域については集落法人の設立を推進するとともに、集落法人への移行を促すにあたっては、特定農業団体制度などを活用する。

この他、山間の生産性の低い農地はこれに隣接する山林の開発と併せて林地などへの転換を図る。

なお、中核的農家の育成にあたっては、安芸太田町担い手育成総合支援協議会などにおいて、関連組織・機関が連携し、農用地の利用集積や経営管理の合理化、その他農業経営基盤を強化するための措置を総合的に推進する。

この他、特定法人貸付事業を活用して、農業への企業参入を支援し、遊休農地の解消・地域の活性化を図る

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の総面積の約 88% を森林が占めており、しかも農業と林業の複合経営が行われているため、農林業従事者の確保が第一の課題である。生産基盤の整備や機械化など効率化を図るとともに、林業組織・施設の強化・充実、木工や特産品の栽培による通年雇用などを通じて農林業従事者を確保し、若手後継者を育成していく。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町農業の基本的な振興方針として、売れる米づくりや販売対策を推進するとともに、特産品である広島菜や太田かぶ菜、祇園坊柿、消費者ニーズに即した少量多品目野菜の高付加価値化を推進する。また、農地の遊休化に歯止めをかけるため、担い手への農地集積・機械の共同利用などによる効率的な営農形態（集落法人など）への移行を促進する。

このため、広島菜、祇園坊柿を重点作物とし、補完作物として、米、肉用牛、花きを選定し、それぞれ専門経営と複合経営の確立を図るほか、集落法人育成による広島菜産地づくりプロジェクトに取り組む。

また、安全・安心な農産物へのニーズの高まりや環境保全対策の点から、栽培管理記帳運動やポジティブリスト制度の遵守、家畜糞尿や農業廃棄物の適正処理を推進する。

農業機械、施設は、乾燥調製施設や高生産性機械、ビニールハウスなどの整備を推進し、あわせて、集落営農組織や、農業機械銀行の育成、作目別生産組織の充実などにより、適正かつ計画的に導入するとともに有効利用に努める。

また、糞尿処理施設、育苗施設の整備にあたっては、集落営農組織及び生産組織の話し合いにより、施設の配置に関する協定や交換分合などを活用して優良農地の保全に努める。また、大規模施設については、町全域の農家が利用可能な、広域施設の建設を目指す。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林資源の有効利用を図るため、間伐材を活用して、産直市販売所等を設置し、コストの低減に努める。また、将来間伐材をバーク堆肥の原料に活用し、地力の増進に努めるための施設整備について検討を行う。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

U・I・Jターン者などの就農希望者の円滑な就農を図るため、既存施設を有効利用し、就農相談窓口・就農研修・農地等の斡旋活動・融資制度の活用など、営農開始に向けた支援を実施する。

また、農業生産や地域社会で重要な役割を担っている女性農業者や高齢者等多様な担い手に対しては、家族経営協定の締結を推進し、農業経営への参画を促進する。

2 農業就農者育成・確保施設整備計画

該当なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

認定農業者になっていない経営体のうち今後認定農業者に育成すべき担い手についてリストアップし、目標数値を設定した上で担い手の認定農業者への誘導を促進する。

新規就農者の育成については、就農希望者の相談対応のほか、新規就農者が各地域の支援内容等を確認したうえで就農希望者等の選定や就農方針、研修方法等の検討ができるよう、町担い手協議会を中心として支援を行う。

さらに、女性や高齢等の社会参画への条件整備と啓発活動を推進し、参画目的達成に向けた取り組みに対し町担い手協議会を中心として支援を行う。

今後の担い手となる子ども達に対しては、教育委員会と連携をとり、食育・農業体験などの学習機会を設け農業への理解を深めさせる

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林経営管理制度（森林環境譲与税）を有効に活用し、森林施業プランナーの養成を行うとともに、森林経営計画や森林施業プランを作成し施業地の集約化・効率化を進める。また、高性能の林業機械の導入支援を行い、施業の効率化を図り採算性のある林業経営者の育成を促進する。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の基幹産業は、農業と林業であるが、自然条件に恵まれない農用地、零細な規模のもとに営まれる本地域は、自給的色彩の濃い第二種兼業農家が約70%に達し、生産力水準は極めて低位にある。

このため、農用地等の保全整備、農作業の効率化を進め農業構造の改善と、生活環境の整備を図る。また不安定な農家などの就労機会を創出するため、広域的な視点に立って計画的な企業の導入を促進する。

さらに、ふるさと産品など地域資源を活用した地場産業、豊かな自然を生かした観光農林業の振興により、高齢者や女性を中心に安定した就業機会の増大を図る。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

中国自動車道、国道、県道など道路網の整備などにより、本町からの通勤可能圏域の拡大により、雇用機会は拡大しつつある。県内企業に地域住民が円滑に就業できるように企業の労働条件や職業内容など各種雇用情報を収集提供する。

地場産業への就業機会の増大を図るため、森林総合整備事業・間伐促進対策事業・森林整備活動支援事業などの各種事業を導入して雇用の増大を図る。

3 農業従事者就業促進施設

	施設の名称	施設の内容
就農支援施設	安芸太田町産業観光課	就農受入窓口 新規就農者への 助言・指導等
	安芸太田町農業委員会	就農相談等
	J A 広島市 戸河内支店	就農者への 技術営農・販売指導
	J A 広島市 加計支店	就農者への 技術営農・販売指導

4 森林の整備その他林業の振興との関連

山菜（ワラビ、ゼンマイ、フキ、ウド、キノコ等）を原料とする既存の食品加工処理施設を有効利用し、農林家の就業機会の確保と地域資源の有効利用を図る。

本町のイメージは「山と川」であり、この自然資源を活用して観光・研修・学習・体験など施設を整備し、就業の場の確保を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本地域において、今後新しい位置づけを求められており、交通条件の発達にともない住民の生活圏は次第に拡大され本地域における産業形態も次第に変化が予想されるので、自然破壊、その他立地条件をふまえ、生活環境の整備をすすめ農家経済及び生活の安定を図る。

2 生活環境施設整備計画

該当なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域は急峻で脆弱な地質特性を持つ山地が大部分を占め、松枯れなどによる森林荒廃地が発生するなど、山地災害地区を多く存在している。このような状況に対処して、災害に強い地域づくりをめざし、水源地域の機能強化を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

農道、林業、作業道の整備にあたって農林業の機械化、農林産物の輸送などの発展に伴い農道、林道は生活道としての役割も大きいので、危険個所にガードレールやカーブミラーを設置する。

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図1号）